

通院・訪問診療中の患者様・ご家族様へ

京都市域での新型コロナウイルス感染症の急速な拡大と、  
京都府による政府への緊急事態宣言の発出要請を受けて、  
当院でも診療上の対応を一部変更いたしますのでご了解ください。

2020/1/12

洛北診療所長

小林 充

いつも、当院の診療・事業に多大なるご尽力いただきましてありがとうございます。

さて、2020 年末以来、京都市域におきましても、新型コロナウイルス感染者の新規発生数が急速に増大しております。

当診療所では、直接同感染症への検査・診療は行えませんが、第一にかかりつけあるいは初診の医療機関として全身管理の継続と合わせ責任を持って必要な紹介の道筋をつけること、第二にその中でも感染予防対策を徹底し仮に検査陽性の方を診療・ケアすることがあっても知らぬうちに媒介しクラスターを形成したりすることのないように努めること、の二点を旨として診療に当たっております。

つきましては、現況に鑑みて以下の点で運用を変更いたしますのでどうかご理解をお願いいたします。

- (1) 受付事務を含むすべての職員が、健診・外来・訪問診療・その他の打ち合わせ相談の場面を問わず、これまでの医療用マスク着用に加え、アイシールド・ゴーグルまたはフェイスシールドを装着いたします。これは、医療用マスク同士であれば短時間の会話は濃厚接触に当たらないとされ、これまでから皆様にもお互いにマスク着用をとお願ひしてきたところですが、一方が偶然マスクなしであったり不十分な性能のマスクであった場合濃厚接触とみなされる事例が生じているからです。また、おひとりひとりと対処するその都度の手指アルコール消毒を徹底しておりますが、この際の手荒れを回避するために手袋を装用する者もありますのでご容赦ください。
- (2) 緊急事態宣言が発出されましたら、従来以上に待合での密集を回避し、病状安定している患者様の外出用件を抑制する観点から、以前も行っていました通常定期診察・指導の、医師による電話診療での代替を再開いたします。これまでも、お変わらない時は電話再診により 14 日分の投薬を行っておりましたが、以下の条件を満たす場合、それを超えた日数の対応や指導もおこない、従って診療報酬も通常診察とほぼ変わらない算定をさせていただきます。
  - (ア) 当院へ定期通院していただいている方であること。
  - (イ) 電話による問診と指導で問題ない病状であると医師が判断できる状態であること。
  - (ウ) 次回来院診察日時を、原則予約させていただけること。
  - (エ) 実際のご利用方法については別途作成します手順をご参照ください。

以上。